明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○福島県相馬郡飯舘村及び福島県双葉郡浪江町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　六

告示

○環境省告示第一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

環境大臣　望月　義夫

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県相馬郡飯舘村飯樋字大橋四十六―一	山林
福島県相馬郡飯舘村飯樋字大谷地二十三	田
福島県相馬郡飯舘村飯樋字原三百三十三―一	田
福島県相馬郡飯舘村飯樋字町四百二十三―三	宅地等
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木四百三十七―三	原野
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木四百四十九―一	山林
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木四百四十九―二	山林
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木四百五十一―一	原野
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木四百五十二	宅地等
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木五百十―二	山林
福島県相馬郡飯舘村飯樋字八和木五百十―三	宅地等
福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字笹ノ沢三百五	原野
福島県相馬郡飯舘村草野字大房木百十	山林
福島県相馬郡飯舘村草野字車百六十三	山林
福島県相馬郡飯舘村草野字沢目木八十三	山林
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百十七	田
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百十八	田
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百十九	畑
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百二十三	田
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百二十四	田
福島県相馬郡飯舘村小宮字野手神二百二十五	田
福島県相馬郡飯舘村小宮字曲田八十八	山林
福島県相馬郡飯舘村小宮字山辺沢八	畑